

# 報 道 資 料

平成24年12月3日  
総務部総務課  
県政情報係 新谷、石田  
直通 0742-27-8348  
庁内内線 2349、2388

## 奈良県情報公開審査会の第146号答申について

行政文書の不開示決定に対する審査請求についての諮問第153号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県公安委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

記

### 1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成24年11月30日
- ◎ 諮問実施機関：奈良県公安委員会
- ◎ 実施機関：警察本部 交通部 交通指導課
- ◎ 対象行政文書：道路交通法施行令第26条の3の2第3項第5号に規定する日常生活上の世話に関して、奈良県警察本部が入手、作成した基準が分かるもの
- ◎ 諮問に係る処分と理由
  - 決 定：不開示（不存在）決定
  - 不開示理由：「道路交通法施行令第26条の3の2第3項第5号に規定する日常生活上の世話に関して、奈良県警察本部が入手、作成した基準が分かるもの」に係る行政文書を作成又は取得していないため不存在
- ◎ 審査会の結論：実施機関は、「道路交通法施行令第26条の3の2第3項第5号に規定する日常生活上の世話に関して、奈良県警察本部が入手、作成した基準が分かるもの」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、当該文書を作成又は取得していないとした行政文書の不開示決定については、昭和60年11月13日例規第30号「点数切符の運用要領」を本件開示請求に係る対象文書として、改めて開示決定等すべきである。
- ◎ 判断理由：
  - 行政文書の不存在について  
審査請求人は、「道路交通法施行令第26条の3の2第3項第5号に規定する日常生活上の世話に関して、奈良県警察本部が入手、作成した基準が分かるもの」を記載した文書の開示を求めているのに対し、諮問実施機関は、当該文書を作成又は取得していないため不存在であると主張しているため、以下検討する。  
審査請求人のいう道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「施行令」という。）第26条の3の2第3項第5号とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第71条第3項第3号に規定する幼児用補助装置の使用義務について、日常生活上の世話を行っている幼児を乗車させるときは当該義務が免除される旨定めた規定である。施行令第26条の3の2第3項第5号の規定を含め幼児用補助装置使用義務に係る規定は、道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成11年政令第229号）により公布され、平成12年4月1日に施行されている。  
当審査会が、諮問実施機関による口頭理由説明の際に、本件開示請求に対応する文書の存否について詳細な説明を求めたところ、同号の解釈についての記述がある文書として、①警察庁交通局長から各地方機関の長等宛て平成11年9月22日付け丙交企発第89号等「道路交通法の一部を改正する法律等の規定の趣旨及び内容について」、②警察庁交通局交通指導課長等から各管区警察局公（保）安部長等宛て平成11年10月7日付け警察庁丁交指発第288号等「道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴う交通指導取締り上の留意事項等について」、③昭和60年11月13日例規第30号「点数切符の運用要領」を保有していることが明らかになった。  
条例附則第1項第2号の規定に基づく奈良県情報公開条例の一部の施行期日を定める規則（平成14年1月奈良県規則第37号）により、条例は、平成14年4月1日以後に警察本部長の職員が職務上作成し、又は取得した行政文書について適用されることとされているため、①及び②については、同年3月31日以前に実施機関が取得したものであることから、条例は適用されない。  
③については、平成14年4月1日以後に一部改正がなされているため、条例が適用されることから、当審査会がこれを見分したところ、施行令第26条の3の2第3項第5号に規定する「日常生活上の世話」とは認められないが特に慎重な対応が必要とされる違反の類型を掲げ、これに対しどのような対応をすべきかについての基準を示している記述が認められた。  
交通違反については様々な事例が発生することが想定され、これに対し取締りは公平に実施されなければならないが、違反に該当するかどうかの峻別は正確に行われなければならないのであるが、前述のように、当該記述は、特に慎重な対応が必要とされる違反の類型に係るものであることから、違反に該当するかどうかの基準としての側面を有するものと認められる。  
したがって、当該記述は、審査請求人が開示を求めている「日常生活上の世話」に関する基準、すなわ

ち、どのような場合に幼児用補助装置使用義務が免除されるかについての基準に該当し、昭和60年11月13日例規第30号「点数切符の運用要領」は、本件開示請求に対応する文書に該当すると解するのが相当である。

以上のことから、当該例規を本件開示請求の対象文書として、改めて開示決定等すべきである。

## 2 事案の経緯

① 開示請求	平成23年	7月	1日		
② 決定	平成23年	8月	5日	付けで不開示決定	
③ 審査請求	平成23年	8月	25日		
④ 諮問	平成23年	9月	15日		
⑤ 経過	平成24年	3月	16日	第152回審査会	審議
	平成24年	6月	26日	第155回審査会	審議
	平成24年	9月	4日	第156回審査会	審議
	平成24年	10月	17日	第157回審査会	審議
	平成24年	11月	15日	第158回審査会	審議